

太陽電池モジュール保証書（Performanceシリーズ）

1. 製品および出力に関する保証

発効日：2025年4月1日

太陽電池モジュール：本保証は、発効日以降にマキシオン製品の日本総代理店であるM-IBC株式会社から販売され、日本国内に設置された下記記載の型番のマキシオン太陽電池モジュール（以下「太陽電池モジュール」という）に適用される。なお、本保証は、マキシオンと同じTCLグループに属する関連会社であり、その製造元であるTCL Zhonghuan Energy Technology (Jiangsu) Co., Ltd.（以下「製造元」という）から発行されているものである。太陽電池モジュールには、太陽電池モジュールに含まれている、またはこれと併せて販売されている一切の電子機器、外部コネクタ、ジャンパーまたはマイクロインバータまたはその他の外部デバイスは含まれません。

保証開始日：保証開始日とは、(i) 太陽電池アレイの系統連系日（または住宅向けは設置日）、または (ii) 太陽電池モジュールの製品引渡から6ヵ月後のいずれか早い方の日付とする。引渡日が確認できない場合は、代わりに製造日を用いる。

製品保証：本保証の条件に従い、以下の表の保証内容に記載するとおり製品保証期間中、通常の使用、設置、使用および稼働条件の下、太陽電池モジュールの機能に著しく影響を及ぼす材料および製造上の欠陥がないことを保証する。

出力保証：本保証の条件に従い、以下の表の保証内容に記載するとおり出力保証期間中、少なくとも太陽電池モジュールの実際の最大出力値¹が保証出力を維持することを保証する。

表：保証内容

太陽電池モジュール	製品保証期間	出力保証期間	保証最大出力（太陽電池モジュールの最大出力の下 限値 ² に対するパーセンテージ）
SPR-P7-450-BLK-1500	保証開始日から 30年間	保証開始日から 30年間	出力保証期間の第1年度には最大出力の下限値の 99%。出力保証期間のその後の各年度の期首に0.4% ずつ引き下げて、最終の第30年度には87.4%。

¹「最大出力値」は、IEC61215に記載のとおり、IEC60904に従って測定され、3%の測定公差を考慮する標準試験条件（放射照度1000W/m²、AM1.5、25℃、NREL校正、SOMS電流、LACCS FF及び電圧）での太陽電池モジュールの出力値である。最大出力値の測定においては、出力測定の正確さを確保するため、200msを下回らない掃引速度を必要とする。製造元は要望に応じて詳細な試験手順または公認試験機関のリストを提出することが可能である。

²「最大出力の下限値」とは、太陽電池モジュールのラベルに記載される定格出力をいう。

2. カスタマーサポート、保証請求手続きおよび範囲

太陽電池モジュールが本保証に適合しない場合において、不具合または出力損失の原因が（全部または一部を問わず）第4項に定める除外および制限事項以外の事項によりもたらされる、または起因すると製造元の独断の合理的裁量により判断したときは、製造元は、保証期間において、ここに定めるとおりに欠陥のある太陽電池モジュールを（自らの単独かつ絶対的な裁量により）修理、交換または返金をする。

本保証の範囲に含まれる保証請求を行う場合には、M-IBC株式会社（support@m-ibc.co.jp）にすぐに連絡するものとする。M-IBC株式会社は、保証請求を受けた際、購入、配送または設置を証する書証、シリアル番号および型式番号を含め保証請求を根拠づけるための追加情報を求めることができるが、求められる情報はこれらに限定されない。製造元の保証義務は、これら追加情報のすべてを適時提出することが条件となる。製造元（またはM-IBC株式会社）による事前の書面による許可がある場合を除き、太陽電池モジュールの返品は受け付けられないものとする。

本保証書に従い行われる有効な保証請求について、製造元は単独の裁量により当該太陽電池モジュールにつき補修または交換、元の販売金額の返金を行います。補修または交換を行う場合、製造元（またはM-IBC株式会社）は、故障品の設置場所から引取りおよび設置場所までの太陽電池モジュールの修理完了品または交換品の発送に要する合理的かつ通常の運送費用を負担する。太陽電池モジュールの交換品は、修理または再製造された太陽電池モジュールの場合があり、保証対象の太陽電池モジュールと電気的および構造的に互換性があり、かつ実質的に同等以上の定格出力を満たすものとする。

製造元（またはM-IBC株式会社）は、有効な保証請求について返金する場合には、製品保証が適用される際には当該太陽電池モジュールの販売時の金額、出力保証が適用される際には当該太陽電池モジュールの販売時の金額に当該太陽電池モジュールの保証出力（%）から実際の出力（%）との差分を掛け合わせた金額を支払うものとする。ただし、当該太陽電池モジュールの販売時の金額は、30年間の保証期間では年間 3.85%、12年間の保証期間では年間 13.5%、25年間およびその他の保証期間では年間 4.75%が毎年減額される。

3. 保証請求に関する一般条件

- a) 本保証に基づく適用範囲、権利および性能のすべては、M-IBC 株式会社に対する全額の支払い（支払利息または遅延損害金の全額の支払を含む）が完了していることを条件とする。
- b) 保証請求の対象となる太陽電池モジュールに未払費用ないし未払い料金がある場合には、製造元（およびM-IBC株式会社）は義務を負わない。
- c) 保証請求は、いかなる場合でも保証期間内に提出しなければならない。保証期間外の請求についてはいかなる潜在的または発見されなかった欠陥に関する請求も無効な請求となり、製造元（およびM-IBC株式会社）はこれを拒否する。
- d) いかなる修理済みまたは交換済みのモジュールに関しても、製品保証期間および出力保証期間は、それぞれの当初の期間を超えて延長されない。
- e) 太陽電池モジュールが種類を問わず自動車のような可動性プラットフォーム上で使用される場合には（ただし追尾式架台は除く）、製品保証期間および出力保証期間は、それぞれ12年間に限定される。
- f) 太陽電池モジュールがトラッカーやカーポートなどの地上設置型の用途で使用される場合、製造元（またはM-IBC株式会社）による書面による承認が提供されない限り、製品および出力保証期間はそれぞれ 25 年に制限される。
- g) 製造元（またはM-IBC株式会社）から事前の書面による承認を得ている場合を除き、フローティングシステムに設置される太陽電池モジュールは、保証対象外とする。事前の承認書面には、保証に関する諸条件の変更がなされる場合があります。
- h) 太陽電池モジュールを交換した場合、交換された太陽電池モジュールの所有権は、製造元（またはM-IBC株式会社）に移転するものとする。
- i) すべての保証請求は、本保証の保有者によって、または本保証の保有者の代理人によって提出する必要がある。

製造元（または M-IBC 株式会社）は、本保証の保有者の身元、請求者の権限、および太陽電池モジュールの販売、配送、および元の設置場所を確認するための文書を要求する場合があります。製造元（またはM-IBC株式会社）は、書類に不備がある場合、保証請求を拒否する場合があります。

4. 除外および制限事項

本保証は、以下を原因とする一切の欠陥、不具合、または電力喪失を含め、以下のいずれかに該当する場合には、適用されない。

- a) 次のいずれかの状態にある太陽電池モジュール(1)誤用、不正使用、放置もしくは事故、(2)改造、不適切な設置もしくは撤去（不適切な設置とは、Maxeonの安全設置取扱説明書もしくはオペレーションやメンテナンスなどのあらゆる説明書（各書面は製造元の独自の判断で随時更新され、当初のものとは異なる場合がある）に不遵守、もしくはそれぞれの国および地域の法令等の不遵守を含むがこれらに限定されない）、(3)製造元（またはM-IBC株式会社）が許可した者以外による修理もしくは改良、(4)電圧、風荷重もしくは雪荷重の仕様を超える条件、(5)停電もしくは電源障害サージ、(6)落雷、洪水もしくは火災その他不可抗力に起因する間接的もしくは直接的な破損、(7)人、昆虫、動物、植物等の生物、もしくは工業化学物質への暴露から受ける破損、または(8)製造元の支配外にある衝撃または他の事象に起因する破損。

設置前に必ず安全設置取扱説明書をお読みください。

ダウンロードはこちらから <https://m-ibc.co.jp/resources/>

書面が必要な場合は、support@m-ibc.co.jp までお問い合わせください。

- b) 太陽電池モジュール材料の通常の損耗に起因する表面的な影響、または本保証で保証されている保証出力の値を下回らないその他の外観上の変化。太陽電池モジュール材料の通常の損耗には、フレームの退色、ガラス被覆の風化、および個々の太陽電池セルまたは太陽電池モジュールの全ての部分の周囲または上部の変色部分を含むがこれらに限定されない。
- c) 塩水が直接かかる可能性があるとして製造元（またはM-IBC株式会社）の裁量で判断される場所に設置された太陽電池モジュール。
- d) 型式またはシリアル番号を含むラベルが変更され、除去され、または判読不能となっている太陽電池モジュール。
- e) 製造元（またはM-IBC株式会社）の明示的な書面による承認なく当初の設置場所から移動された太陽電池モジュール。
- f) 型式に-COMまたは-UPPが付いており、二世帯用住宅および連棟住宅を含むがこれらに限らず、一戸建て住宅または半戸建て住宅に設置された太陽電池モジュール。ただしアパートやマンションは、本保証から除外しないものとする。

製造元（およびM-IBC株式会社）は、本保証に基づく不履行または履行遅滞が、天災、労働争議、公的機関の行為、戦争、暴動、ストライキ、禁輸、テロリスト、民事当局もしくは軍事当局の行為、火災、洪水、ハリケーン、台風、竜巻、火山活動、地震、津波、事故、エピデミックまたはパンデミック（COVID-19を含むがこれに限らない）のために、または製造元の合理的な支配を超えたその他の原因もしくは状況により引き起こされた場合には、顧客またはいかなる第三者に対しても一切の責任を負わないものとする。

5.保証範囲の制限と適用法

日本の強行法規に基づく制限（製造物責任法第 3 条に基づく責任が含まれるがこれに限定されない。）を前提として、本出力保証は、他のすべての明示または黙示の保証（商品性および特定の目的、使用または用途への適合性の保証を含むがこれらに限定されない。）ならびに製造元 の他のすべての義務または責任に明示的に代わるものであり、これらを排斥する。ただし、当該他の保証、義務または責任が、製造元により明示的に書面で合意され、署名され、承認されている場合には、この限りではない。相反するいかなる条項に限定されることなく、製造元 は、太陽電池モジュール（モジュールの欠陥、使用または設置を含むがこれらに限定されない。）から生じ、または関連するあらゆる原因により一切の人的もしくは物的な損害もしくは損傷、またはその他の一切の損失もしくは損傷について、何らの義務も責任も負わないものとする。製造元 は、いかなる状況においても、原因を問わず、特別損害、間接損害、付随的損害または、派生的損害については一切賠償責任を負わないものとする。逸失利益、収益の減少、使用の制限、生産の減少、事業機会もしくは営業上の信用の逸失、資本コスト、代替電力費用、資金調達費用、燃料費は、これらに限られるものではないが、特に保証の範囲から除外される。損害賠償またはその他がある場合における製造元 の責任総額は、保証請求の原因となった提供済みまたは提供予定の製品一式またはサービスに対して顧客が製造元（またはM-IBC株式会社）に対して支払った金額を超えないものとする。

本保証のいずれかの規定が、裁判所またはその他正当な管轄権を持つ機関により違法と判断された場合には、当該規定は、当該裁判所またはその他正当な管轄権を持つ機関の法律を遵守するために必要な最小限の範囲で、かつ本保証の残りの規定が引続き完全に効力を有し得るよう最小限の範囲で修正されるものとする。

本保証は、太陽電池モジュールが設置された法域の法律に準拠するものとし、かつ同法に従い解釈されるものとする。当該法域に所在する管轄裁判所は、本書に起因するいかなる紛争に対しても専属管轄権を有するものとする。